

通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
重要事項説明書

株式会社 MIZUHO.MEDICAL GROUP
みずほリハビリデイサービス

みずほりハビリデイサービス（通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業）

重要事項説明書

お客様に対するサービスの提供にあたり、介護保険に関する厚労省令37号105条準用（第8条）に基づいて、みずほりハビリデイサービスがお客様に説明すべき重要な事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業者の名称	株式会社 MIZUHO.MEDICAL GROUP
法人所在地	愛知県半田市瑞穂町九丁目3番地6
代表者氏名	山田 直樹
電話・FAX 番号	電話0569-24-0756 FAX0569-23-4976
アドレス	E-mail mizuho_reha@yahoo.co.jp

2 ご利用事業所の概要

事業所の名称	みずほりハビリデイサービス
施設の所在地	〒475-0828 愛知県半田市瑞穂町九丁目3番地6
愛知県知事指定番号	2372401642
管理者氏名	山田 弘子
電話・FAX 番号	0569-23-4976 FAX0569-23-4976

3 事業所の目的と運営方針

事業目的	要介護状態及び日常生活の支援が必要と認定されたお客様に対し、介護保険法で定める通所介護及び介護予防・総合事業サービスを提供し、お客様がその有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう支援すること、並びに介護者の介護の軽減を目的とする。
施設運営方針	① お客様の基本的な人権、プライバシー並びに自己決定の権利を尊重します。 ② 人間性を尊重した個別処遇に取り組みます。 ③ 地域及び家庭で安心した生活できるよう家族支援を行いません。 ④ 地域及び地域の諸団体等と連携を保ち、ノーマライゼーションの推進に努めます。 ⑤ 質の高い介護サービスが提供できるよう、研修、研究に励み、介護の専門性の向上に努めます。

4 施設の概要

(1) 建物の構造概要等

建物の構造 木造 地上1階

(1) 主な設備

部屋の種類	部屋数	床面積
食堂兼機能訓練室	1	90.02 m ² (3時間デイ 36.68 m ² 、7時間デイ 21.14 m ² 、通所 A 32.20 m ²)
トイレ・洗面所	3	3.4 m ² ×1、2.1 m ² ×2
浴室	2	6.24 m ² ×2
相談室	1	2.0 m ²
事務室	1	8.6 m ²

静養室	1	6.4 m ²
計		127.92 m ²

5 職員体制

従業者の職種	職員配置区分				事業所 指定 基準
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			常時1名
生活相談員		1		2	常時1名
介護職員		1		11	常時単位ごとに1名以上
看護職員				3	正・准看護師
機能訓練指導員		3			柔道整復師

6 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（午前8時～午後5時00分） 常勤で勤務	原則として 4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（午前8時～午後5時00分） 非常勤で勤務	原則として 4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯（午前8時～午後5時00分） 常勤で勤務	原則として 4週8休

7 施設サービスの概要

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の休日及び1月1日から1月6日までを除く。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス 提供時間	1 単位目 8時45分から11時55分 (*提供時間の3時間10分以上) 2 単位目 13時00分から16時10分 (*提供時間の3時間10分以上) 3 単位目 9時00分から16時10分 (*提供時間の7時間10分以上)

8 利用定員

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（現行型）

1 単位目 12名 2 単位目 12名 3 単位目 7名 （通常規模型）

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）

1 単位目 21名 2 単位目 21名

9 通常の事業実施地域と送迎可能実施地域

- (1) 通常の実施地域は、半田市、武豊町、阿久比町とします。（前記以外のお客様もご利用できます。但し、追加料金が発生します。）
- (2) 送迎可能な実施地域は、原則として半田市、武豊町、阿久比町とさせていただきますが、諸般の交通事情等で送迎できない地域もありますのでご理解をお願いします。
- (3) 送迎時間は出来るだけお客様のご要望に添えるよう配慮させていただきますが、送迎順路、交通事情等によってご希望に添えない場合もあります。また、送迎到着時間は交通事情等で多少前後する場合がありますのでご理解くださるようお願いします。

なお、送迎の順路や時間に変更が生じた場合、事前（前日又は当日の早朝）にご連絡させていただきます。

10 サービス内容と利用料

【サービス内容】

送迎	ご自宅まで送迎をいたします。（原則として玄関まで）
健康チェック	介護職員が、体温・血圧・脈拍等を測定し健康状態の観察をいたします。
準備運動とレクリエーション	グループで簡単な体操、チューブ等を使用した運動を行ない、身体を軽く動かします。
個別運動	各自の運動能力に合わせたリハビリメニューを専門の機能訓練指導員（柔道整復師）が考え、個別機能訓練（軽運動等）を行ないます。また、専用のトレーニングマシンを使用して個別トレーニングを実施し、日常における生活動作において不自由ないよう身体機能の向上を目指します。
個別機能訓練	運動後、疲労した身体を機能訓練指導員（柔道整復師）が個別にストレッチなど施し、疲れが残らないようにさせていただきます。
食事	12時から配膳開始。身体状況にあった食事の提供に努めます。 （1, 2単位目の一部の通所Aと3単位目のみ）
入浴	体調を考慮し、身体状況にあった入浴の提供に努めます。 （1, 2単位目の一部の通所Aと3単位目のみ）
ご休憩	疲れたらいつでもティータイムを取って頂き、ゆっくりくつろいで無理なく運動をして頂くようしていきます。
記録・報告（連絡）	当施設でのご様子は必ず「実施記録簿」に記録し、ご利用者・ご家族よりご要望があればご報告・写しのご交付をさせていただきます。

※ご利用できるサービス内容は介護サービスによって異なります。

【ご利用料金】

（1）通所介護（通常規模）の基本料金（1回あたりのご利用料金）

1単位 10.14円で計算

基本料金	単位数		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	3H～4H未満	370単位	375円	750円	1126円
	7H～8H未満	658単位	667円	1334円	2002円
要介護2	3H～4H未満	423単位	429円	858円	1287円
	7H～8H未満	777単位	788円	1576円	2364円
要介護3	3H～4H未満	479単位	486円	971円	1457円
	7H～8H未満	900単位	913円	1825円	2738円
要介護4	3H～4H未満	533単位	540円	1081円	1621円
	7H～8H未満	1023単位	1037円	2075円	3112円
要介護5	3H～4H未満	588単位	596円	1192円	1789円
	7H～8H未満	1178単位	1194円	2389円	3583円

（2）通所介護加算料金

1単位 10.14円で計算

加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	76単位	77円	154円	231円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位 /月	20円	41円	61円
入浴介助加算Ⅱ	55単位	56円	112円	167円
科学的介護推進体制加算	40単位 /月	41円	81円	122円

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（現行型）の基本料金（1ヶ月あたりのご利用料金）

1単位 10.14円で計算

区分・加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1798単位	1823円	3646円	5470円
要支援2	3621単位	3672円	7343円	11015円
科学的介護推進体制加算	40単位	41円	81円	122円

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）の基本料金（1回あたりのご利用料金）

1単位 10.14円で計算

単位数	1割負担	2割負担	3割負担
450単位	456円	913円	1369円

(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）※通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（現行型）が対象サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に8%を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(6) その他の費用（お客様の実費負担額＝法定外給付）

通常の事業実施地域を越えてご利用されるお客様及び送迎が不可能な地域にお住まいのお客様がご利用される場合の送迎費用は、送迎が可能な実施地域を越えた地点から料金が発生します。	1kmあたり50円	
お客様及びご家族のご要望により、サービス提供時間を超えて行なった利用料金（延長利用料金）	要支援1、要支援2	30分あたり500円
	要介護1～5	30分あたり750円
ティータイムに必要となるお茶・おやつのご負担	1回180円	
食事	700円	
紙おむつ	130円	
日常生活において通常必要となる費用（その都度お客様にご説明申し上げます。） 特別行事費：行事に使用される経費の実費（参加者のみ）		
緊急時のご対応に関わる費用		

11 キャンセル

お客様の都合によりサービスをキャンセルした場合は、下記の料金を頂きます。

① サービス利用の前営業日の17時までにご連絡を戴いた場合	無料
② サービス利用の前営業日の17時を過ぎてご連絡を戴いた場合	負担割合に乗じた額

※お客様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない場合はキャンセル料を頂きません。また、お食事の当日でのキャンセルは100%頂きます。

キャンセルをする場合の連絡先(電話番号)	0569-23-4976 及び 080-5113-4976
----------------------	-------------------------------

1.2 利用料金のお支払い方法

当月のサービスご利用分に関する利用者負担金のお支払いは、口座振替制度を導入しています。翌月 15 日までに請求致しますので同月の 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）にご指定の口座から自動引落としされます（4 月ご利用分⇒5 月 15 日までに請求⇒5 月 27 日口座より引落とし、休日の場合は翌営業日となります）。その他のお支払い方法をご希望される場合、サービス従事者にお尋ね下さい。

1.3 サービス相談窓口及び苦情・事故受付窓口

当施設が提供させていただくサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、苦情受付担当まで気軽にご連絡ご相談下さい。

苦情等のご意見は、責任を持って調査、改善等の対応をさせていただきます。

また、当社以外の公共機関等が開設する、苦情相談窓口等もご利用くださるようお願い申し上げます。守秘義務を遵守の上、ご納得されるまでお話し合いさせていただきます。

(1) サービス相談及び苦情・事故等の受付は、下記にて窓口がございますので、気軽にご連絡下さい。

苦情受付担当者	ご利用方法：電話 0569-23-4976 及び 080-5113-4976
公共機関	①お住まいの市区町村の苦情・相談担当窓口 市区町村担当課名： 電話： 半田市高齢介護課 介護保険担当 0569-84-0649 武豊町健康福祉部福祉課 0569-72-1111 阿久比町健康介護課 0569-48-1111
	②愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話：052-971-4165
	③社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話：052-202-0167
	④お住まいの市区町村の地域包括支援センター 電話： 半田市地域包括支援センター 0569-23-8144 武豊町地域包括支援センター 0569-74-3305 阿久比町 健康介護課地域包括支援係 0569-48-1111
お客様ご担当の介護支援専門員	事業所名： 電話： 介護支援専門員：

(3) 苦情・事故対応時の基本手順

みずほリハビリデイサービスは、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

1. 苦情・事故の受付
2. 苦情・事故内容の確認
3. 苦情・事故解決責任者等への報告
4. 苦情事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意
5. 苦情事故解決に向けた対応の実施
6. 再発防止又は改善の措置
7. 苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意
8. 苦情・事故解決責任者等への最終報告

※ 苦情事故受付担当者：サービス事業所（みずほリハビリデイサービス）の従業員

※ 苦情・事故解決責任者：サービス事業所（みずほリハビリデイサービス）の管理者

1.4 第三者評価の実施

なし

15 緊急時の対応及び連絡先

サービスの利用中に身体の急変などにより、医療機関への緊急搬送が必要であると判断される場合、お客様、ご家族様の事前の合意により記載の医療機関への搬送を要請させていただきます。また、お客様の主治医、居宅介護支援事業所等へもご連絡させていただきます。

主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	電話番号	
緊急搬送先の医療機関	医療機関の名称	
	電話番号	
緊急連絡先 ①	氏名	(続柄：)
	住所	
	電話番号①	
	電話番号②	

緊急連絡先 ②	氏名	(続柄：)
	住所	
	電話番号①	
	電話番号②	

16 事故発生時の対応方法（賠償責任について）

①みずほリハビリデイサービスは、サービスの提供により、事故が発生した場合速やかにご家族、関係市区町村担当課、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に連絡を行ない、お客様の容態・状況に応じた適切な対応をいたします。

みずほリハビリデイサービスは、サービスの提供に伴って、の責めに帰すべき事由により、お客様の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害を賠償します。

②お客様又は、その御家族等の介護者は、お客様又はその御家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、みずほリハビリデイサービスのサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害をみずほリハビリデイサービスに及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

17 介護保険の法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、みずほリハビリデイサービスの料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

18 ご利用に際しての留意事項

- 1.利用をお休みする場合は、必ず前営業日 17 時までにお休みの理由を添えてご連絡下さい。
- 2.利用日の飲酒と施設内での喫煙と飲酒はご遠慮下さい。
- 3.他のお客様のご迷惑になる行為はご遠慮下さい。

- 4.宗教・政治活動、物品の販売、金品の貸し借り等をご遠慮下さい。
 - 5.金銭、貴重品、食品、嗜好品の持ち込みをご遠慮下さい。
 - 6.火災及び天災時における避難誘導等に関してサービス従事者の指示に従って行動して下さい。
 - 7.利用中、体調不良となった場合はご家族でお迎えの手配をお願いします。
- 以上

みずほりハビリデイサービスは、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 愛知県半田市瑞穂町九丁目 3 番 6 号
 事業者名 株式会社 MIZUHO.MEDICAL GROUP
 サービス事業所（事業所の名称及び所在地）
 （名称） みずほりハビリデイサービス
 （通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 事業所）
 所在地 愛知県半田市瑞穂町九丁目 3 番 6 号
 説明者氏名

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者様 住所

氏名

ご家族代表 住所

氏名

立会人又は署名代行人（該当するものにチェック）

住所

氏名
